

新町建設計画



潤い、文楽、そよ風でつづる新しいまち

平成 16 年9月

矢部・清和・蘇陽合併協議会

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 序論 | 1 |
| 1-1 計画策定の方針 | 2 |
| 1 計画の主旨 | 2 |
| 2 計画の構成 | 2 |
| 3 建設計画の期間 | 2 |
| 4 その他（行財政運営等） | 2 |
| 5 新町建設計画の策定方法 | 3 |
| 1-2 合併の必要性 | 4 |
| 1 地方分権の推進による地方の自立 | 4 |
| 2 少子高齢化の進展にともなう社会構造の変化 | 4 |
| 3 拡大する生活圏に対応した自治体の在り方 | 5 |
| 4 多様化する行政課題に対応する人材の確保 | 5 |
| 5 単独市町村では今後の財政運営が困難 | 5 |
| 1-3 合併の効果 | 6 |
| 1 合併による新たな地域発展のチャンス | 6 |
| 2 住民サービスの維持・向上 | 6 |
| 3 行財政運営の効率化と財政基盤の強化 | 7 |
| 第2章 新町の概況 | 8 |
| 2-1 位置・地勢 | 8 |
| 2-2 気候 | 9 |
| 2-3 面積 | 9 |
| 2-4 人口・世帯 | 10 |
| 1 人口・世帯 | 10 |
| 2 通勤・通学流動 | 12 |
| 2-5 産業 | 14 |
| 1 産業構造 | 14 |
| 2 農業 | 15 |
| 3 商業 | 16 |
| 4 工業 | 17 |
| 5 観光 | 18 |
| 2-6 その他（交通、自然環境・歴史、文化他） | 22 |
| 1 交通 | 22 |
| 2 自然環境 | 24 |
| 3 歴史・文化 | 24 |
| 4 主な公共公益施設 | 25 |
| 5 財政状況 | 29 |

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 2-7 住民の意向 | 32 |
| 1 新しいまちづくりに関するアンケート調査概要 | 32 |
| 2 まちづくり住民懇話会の概要 | 35 |
| 2-8 地域づくりの課題 | 37 |
| 1 地域の課題と対応策 | 37 |
| 2 地域づくりのための課題 | 38 |
| 第3章 主要指標の見通し | 39 |
| 3-1 人口 | 39 |
| 1 総人口 | 39 |
| 2 年齢別人口 | 39 |
| 3-2 世帯数 | 40 |
| 第4章 新町建設の基本方針 | 41 |
| 4-1 新町の将来像 | 41 |
| 4-2 基本理念と基本方針 | 42 |
| 4-3 土地利用構想 | 44 |
| 1 土地利用ゾーニング | 45 |
| 2 地域構造 | 46 |
| 第5章 新町建設の根幹となる主要施策 | 49 |
| 5-1 自ら考え行動する自立の風（住民自治・住民参画社会のまちづくり） | 50 |
| 1 コミュニティ活動の支援や地域の個性を活かした地域づくりの推進 | 50 |
| 2 地域住民の声を反映できる体制づくり | 52 |
| 3 男女共同参画社会づくりの推進 | 52 |
| 4 行政機能の充実と行政改革の推進 | 53 |
| 5-2 むらの自慢を運ぶ風（自然と産業が一体となったまちづくり） | 54 |
| 1 農林業の基礎的条件整備の推進 | 55 |
| 2 気候風土を活かした環境保全型農業と安心・安全の産品づくりの推進 | 57 |
| 3 付加価値のある地場産業の振興 | 57 |
| 4 商店街の振興と経営力の向上 | 58 |
| 5 広域的な交流の促進 | 59 |
| 6 観光資源を活かしたまちづくりの推進 | 59 |
| 5-3 自然と環境にやさしい風（自然と共生する美しいまちづくり） | 62 |
| 1 環境保全と循環型社会の推進 | 62 |
| 2 合併処理浄化槽の整備・推進 | 63 |
| 3 自然エネルギーの活用と推進 | 63 |
| 4 交通ネットワーク整備など安全で快適な生活環境の整備 | 63 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| 5 情報通信体系の整備 | 65 |
| 5-4 生涯現役百彩(百歳)の風（人にやさしい生きがいのあるまちづくり） | 69 |
| 1 健康増進のための施策の推進 | 69 |
| 2 医療体制の充実 | 70 |
| 3 ユニバーサルデザインの推進 | 70 |
| 4 ボランティア活動の推進 | 71 |
| 5 交通弱者に配慮した公共交通機関の運用 | 71 |
| 6 みんなにやさしいまちづくりの推進 | 71 |
| 7 人権啓発と人権教育の推進 | 72 |
| 5-5 過去と未来をつなぐ風（人と文化と伝統をはぐくむまちづくり） | 75 |
| 1 文化の香り高いまちづくりの推進 | 75 |
| 2 生涯学習の視点に立った社会教育の振興 | 76 |
| 3 地域と密着した学校教育の推進と施設の充実 | 76 |
| 4 人材育成と地域教育力向上のための施策の推進 | 77 |
| 第6章 新町における県事業の推進 | 79 |
| 第7章 公共的施設の適正配置と整備 | 81 |
| 第8章 財政計画 | 82 |

計画策定にあたって

矢部町・清和村・蘇陽町は、阿蘇南外輪山から九州山地の脊梁までを圈域とし、地形的な変化に富み、多種多様な自然と先人の残した多くの遺産や歴史が残っています。

3町村は、自然環境に生かされる形で、狭い耕作地など厳しい地形的条件ながら、先人の知恵と努力によって巧みに水を導き、農耕を中心とした生活を営み生活の安定を図ってきました。また、日向往還や国道218号を利用した物資の輸送や交流が盛んに行なわれ、農林畜産業と共に商工業も発展し、周辺農村と共に生きるという信念のもと商圏を確かなものとしてきた経緯があり、協働の精神を尊ぶ心豊かな地域社会を築いてきました。

こうした生活環境は、豊かな自然や人との関わり合いのなかで育まれ、地域特有の文化として発展し、今では、人々の心のふるさととして癒しの空間を形成しています。

このような中、少子高齢化や地方分権の進展、日常生活圏の拡大などにより多様化する住民ニーズに対応できる自治体のあり方が問われています。そのための手法として、市町村合併により、行政改革の推進や財政基盤の強化を図り、住民の福祉に寄与できる自治体の創造が期待されているところです。

そのためには、地域自らの責任において地域政策を立案し実行するという地方分権の視点に立ち、住民と行政がともに考え方行動する協働のまちづくりを通じて、住民自治の確立と地域の発展を促す必要があります。

したがって3町村の合併は、地方分権時代において住民が主役である自治体のあり方を3町村がともに考え、単独町村では対応困難であった課題にも取り組み、多様な住民ニーズに対応できる自治体をつくる貴重な機会といえます。

以上の観点から、本建設計画は、3町村の合併における効果や懸念事項を明確にするとともに、合併後の新町の将来ビジョンを示す重要な計画となるものです。

1-1 計画策定の方針

1 計画の主旨

新町建設計画は、既に策定されている基本理念、将来像、及びその将来像を実現する5つの柱等を継承しつつ合併に伴う新町の将来構想を描くとともに、その実現を目指し、新町の発展的な建設に向けた基本方針等を定めるものです。

これにより、矢部町・清和村・蘇陽町の合併による速やかで円滑な一体化の促進や住民福祉の向上と地域の発展に資する具体的施策の方向を示す等、3町村の住民に対し新町の将来ビジョンを明らかにします。

この計画は、地域全体の均衡ある発展、地域住民の福祉向上を実現していくことを基本としますので、新町の将来像の実現に向けて基本方針に基づく主要な施策を記述するものとします。また、厳しい財政状況の中、事業等の効果や優先度等を十分勘案し、新町のまちづくりに資する施策を選定し、調和のとれた計画となるよう留意するものとします。さらには、健全な財政運営に担保された着実な計画とするため、地方交付税、国県補助金、地方債等の依存財源が過大見積りとならないよう十分に留意するものとします。

2 計画の構成

この計画は、新町を建設していくための新町建設の基本方針（将来像、基本目標、まちづくりの方針等）と、基本方針に基づく建設の根幹となる主要施策、そして財政計画を主体として構成します。

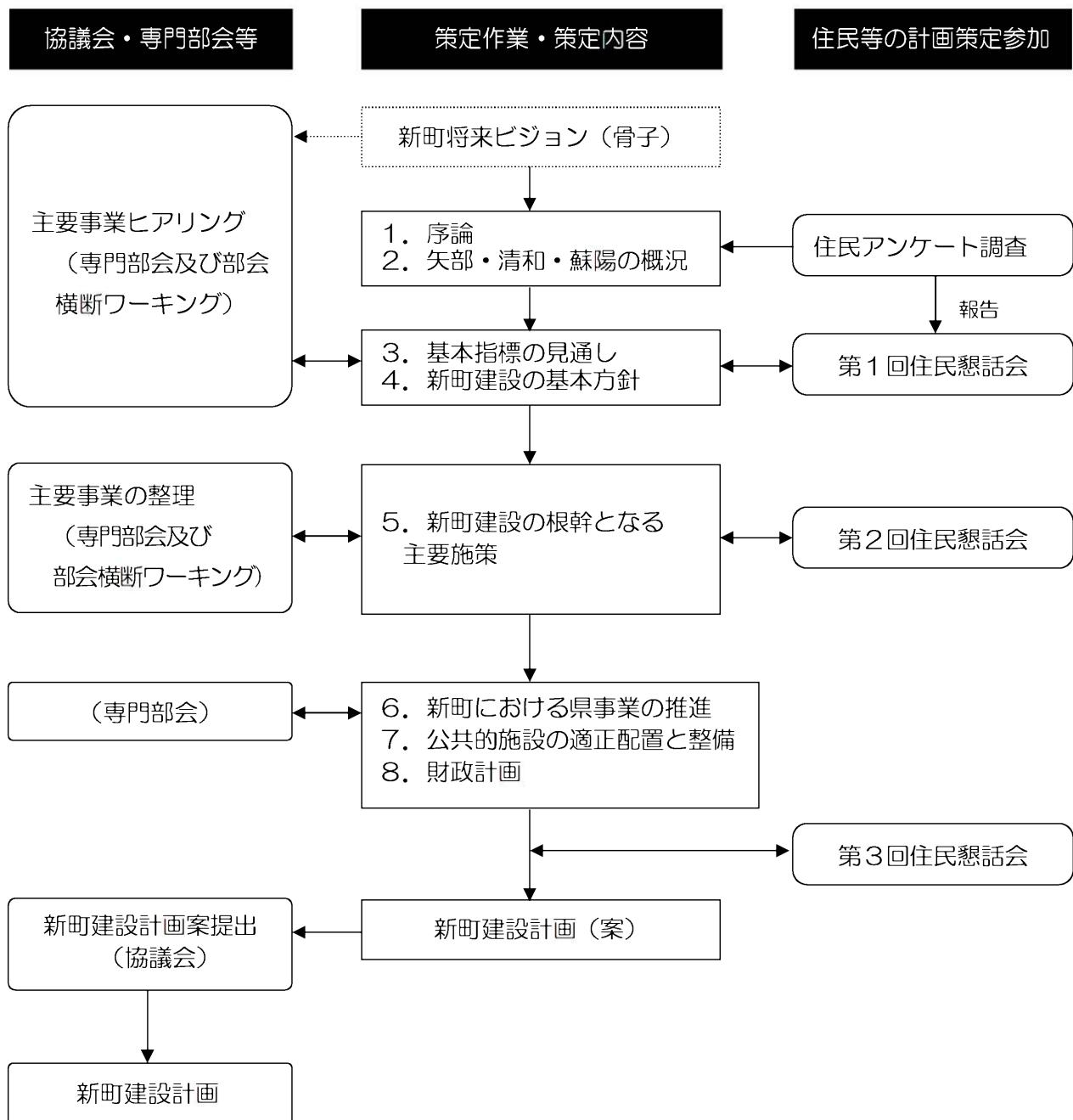
3 建設計画の期間

計画の期間は、平成17年度～平成26年度の10年間とします。

4 その他（行財政運営等）

公共施設の整備については、住民生活や自然環境に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、地域のバランスや財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとします。また、財政計画については、健全な財政運営が行われるように留意するものとします。

5 新町建設計画の策定方法



1-2 合併の必要性

3つの町村は、自然環境が非常に似通っている上に、昔から住民の歴史的かつ経済的なつながりが強いことが特徴です。ただ近年は、町村の行政運営を取り巻く環境や住民のニーズが大きく変化しており、個々の自治体では対応しづらい面が数多く見られるようになりました。これらに対応する方策として、町村合併は有効な手段のひとつであると考えられます。

1 地方分権の推進による地方の自立

地方分権の推進により、市町村への権限移譲が進むことが予想されます。これにより、市町村が地域の特性に応じたまちづくりの推進に向けた様々な権限が移譲される一方、権限移譲とともに必要な財源や人材等の確保が求められます。

こうした中、国が行う財源移転は縮小する傾向にあるため、地方の自主的な財源確保が求められ地方の本格的な自立を進めていかなければなりません。

このため、合併によるスケールメリット^(注1)を活かし、地方の自立には欠くことのできない地域の産業づくりと新たな雇用創出による経済政策が必要です。

若年者の地元定住や高齢者の能力発揮、女性の一層の社会参加、UJI ターン^(注2) の促進等を推進し、広域的かつ一体的な自立型経済圏の形成が強く求められます。

2 少子高齢化の進展にともなう社会構造の変化

少子高齢化の進展にともない、地域の担い手となる生産年齢人口が減少し、社会構造は大きな転換期を迎えており、あらゆる世代にとって暮らしやすいまちにするためには、生活基盤の整備や交通網の確保、情報通信サービスの普及、保健・医療・福祉サービスの一層の充実等が求められます。

そのためには、人的・財政的な基盤の強化を広域的かつ一体的に進めていく必要があります。

(注1) スケールメリット： 規模を拡大することによって得られる効果。規模効果。

(注2) UJI ターン： 地方圏への移動パターンをいうもので、Uターンは都市等に就学・就職した人が、ふるさとで就職すること。Jターンは、大都市に就学・就職した人がふるさとの近くの都市で就職すること。Iターンは、都市出身者等が地方圏に就職すること。

3 拡大する生活圏に対応した自治体のあり方

交通網の整備や情報通信技術の発達等にともない、市町村の区域を越えて人・もの・情報等がめまぐるしく流入する時代となりました。これまでの単独町村による行政サービスの提供では、通勤、通学、買物、通院等の住民の日常生活における行動範囲に対応しているとは言いにくい状況にあり、広域的かつ一体的なまちづくりを進めるとともに、地域行政の体制やサービスのあり方を見直す必要があります。

4 多様化する行政課題に対応する人材の確保

阪神・淡路大震災以降、地方公共団体における危機管理機能の強化は、住民の生命や財産、安全を確保するためにこれから行政が担うべき重要な役割であると考えられるようになっています。

また、高齢化に対応した多様な介護保険サービスの提供、豊かな自然を守り育てる環境保全の推進と循環型社会の実現、IT^(注1)（情報通信技術）を活用した多様な情報提供サービス等、今後は特に防災や福祉、環境、IT等において高度で専門的な知識やノウハウを活かした実効性のある行政サービスが求められています。

5 単独市町村では今後の財政運営が困難

現在、地方財政においては、三位一体の改革^(注2)に伴う国庫補助負担金の削減や地方交付税の削減、長引く景気低迷による地方税収落込みにより、平成16年度は約14兆円を超える大幅な財源不足が生じています。

また、地方の借入金残高が平成15年度末には199兆円、国全体（国・地方合計）では約700兆円となる危機的な状況になっています。

このようなことから、歳入に占める割合が最も大きい地方交付税の減額は今後も継続するものと思われ、また、税源移譲によっても総じて税源の乏しい当地域にとっては一層厳しい財政運営が予想されます。

加えて、(1)～(4)のような新たな時代の要請に的確に対処していくためには、持続性のある財政基盤を確立することが必要です。

(注1) IT : Information Technology の略。情報通信技術。コンピュータや携帯電話などを使ったさまざまな通信技術や設備、その手法をあわせたものです。

(注2) 三位一体改革 : 現在、政府が進めている国と地方を通じた税財政の改革のこと。

- ・国庫補助負担金の廃止・縮減（国の地方公共団体への関与を見直す）
- ・税源移譲（国から地方公共団体へ）
- ・地方交付税制度の改革（税源移譲に伴い、地方交付税に依存する団体がほとんどを占めている状況を見直す、など）

1-3 合併の効果

1 合併による新たな地域発展のチャンス

合併は新たな地域発展のチャンスととらえることができ、次のような効果が期待できます。

- ・新町の誕生は地域全体のイメージアップにつながり、基幹産業である農林業の基盤を整えるとともに、自然環境に恵まれた立地条件を活かした農林業の振興、定住促進、交流人口の拡大、農林産物販売等に幅広い効果が期待できます。
- ・これまでの単独自治体では期待できなかった重要プロジェクトの実施やイベントの誘致等の可能性が高まります。
- ・従来の3町村の枠組みを越えることにより、広域的な視点に立った土地利用やグランドデザイン^(注1)、道路網や公共施設、市街地の整備等を進めることができます。
- ・合併に係わる財政支援制度（合併特例債等）を活用して、広域的な視点から新町の建設に必要な社会資本整備を効率的かつ集中的に進めることができます。
- ・3町村の多様な資源を活用して、自然や歴史文化、農村体験等の共通するテーマをもつ観光振興事業や生涯学習事業等を推進することが可能となります。

2 住民サービスの維持・向上

住民サービス面においては、次のような効果が期待されます。

- ・合併のスケールメリット^(注2)として、3町村の重複する総務・企画部門などが統合され、職員の適正配置が進むことによって、今後需要が高まると予想される福祉や環境、情報などの分野に人材を充て、住民サービスの向上を図ることができます。
- ・既存の文化・スポーツ施設をはじめとする各種公共施設を、地域全体の共有財産として利用できるようになると同時に、IT（情報通信技術）等を活用して一元管理することにより、維持費の削減や施設稼働率の向上が可能となります。ただし、本地域においては町域が広く、また地勢的にも分断されていることから、一元管理についてはネットワークの整備や予約システムの構築などを行う必要があり、充分な配慮が必要になります。
- ・各町村の役場は、これまで通りの行政サービスを受けることができる窓口を維持し、通勤・通学先や通院、買物等の際に利用できるようにします。
- ・3町村でそれぞれに対応していたバス等の公共交通網を再編することにより、通勤・通学・通院など住民にとってより利便性の高い広域交通ネットワークの構築が可能となります。また、きめ細かなバスサービス等については、新規整備を含め、充分な検討が必要あります。

(注1) グランドデザイン： 大規模事業などの、全体的にわたる計画・構想のこと。

(注2) スケールメリット： 規模を拡大することによって得られる効果。規模効果。

3 行財政運営の効率化と財政基盤の強化

行財政運営に関しては、以下のような効果が期待されます。

- ・首長をはじめとする四役や議會議員、各種委員会の委員、職員等の総数が減少することにより、その分の経費削減が図られ行政の効率的な運営が期待できます。
- ・合併により、これまで各町村毎に行われてきた公共施設の整備について、類似施設の建設等を避け、新町全体からみた一体的で効率的な社会資本整備を進めることができ、既存の施設も含めて広域的観点からの管理運営体制を構築するなど、合併を契機とした思い切った経営の効率化と資源の集中により、行財政基盤の強化が図られます。
- ・新町において、高齢者福祉や家事支援など住民生活を支える新たな事業や産業の創出等に取り組むことにより、税収の増加を図ります。